



第159期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月23日（金曜日）
午前10時

開催場所 鳥取市永楽温泉町171番地
当行本店3階ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

■目次

第159期定時株主総会招集ご通知	1
第159期事業報告	5
計算書類	24
連結計算書類	27
監査報告書	30
株主総会参考書類	36

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

鳥取市永楽温泉町171番地
株式会社 鳥取銀行
取締役頭取 入江 到

第159期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第159期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

https://www.tottoribank.co.jp/ir/stock/general_meeting/



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席いただくほか、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

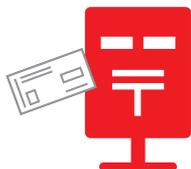
- 1 日 時** 2023年6月23日（金曜日）午前10時
- 2 場 所** 鳥取市永楽温泉町171番地
当行本店3階ホール
※裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

3 目的事項

- 報告事項**
- 第159期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、計算書類および連結計算書類の内容報告の件
 - 会計監査人および監査役会の第159期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役4名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

当日ご出席されない場合の議決権行使のご案内

郵送(議決権行使書)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時30分到着分まで

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使



インターネットにより議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。詳細につきましては、3頁から4頁までの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時30分まで

また、郵送(議決権行使書)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
① 計算書類の「個別注記表」② 連結計算書類の「連結注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の**当行ウェブサイト**(<https://www.tottoribank.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

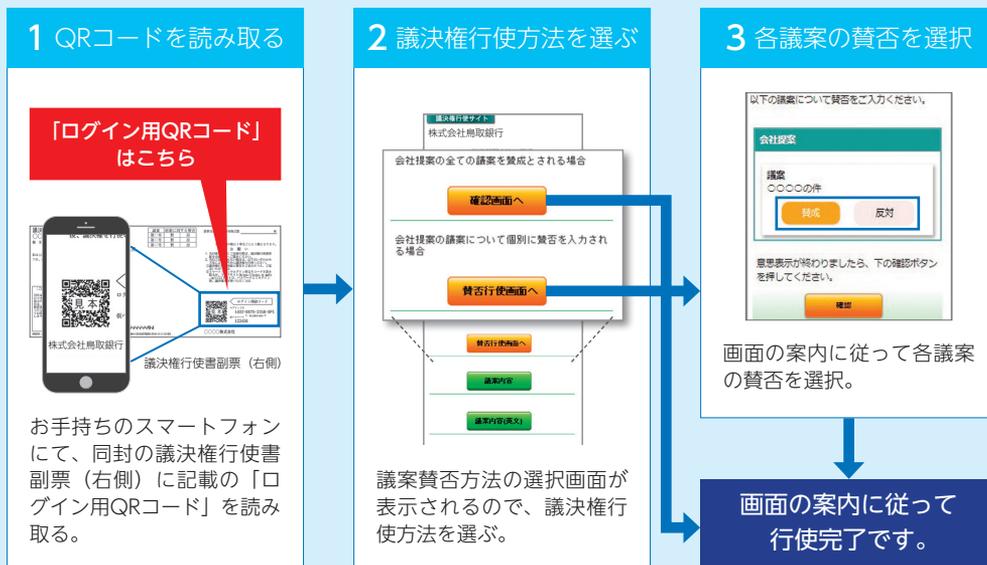
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使期限

2023年
6月22日（木曜日）
午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法（スマートフォンの場合）

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



パソコンでの議決権行使またはQRコードでのログインができない場合は…
次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

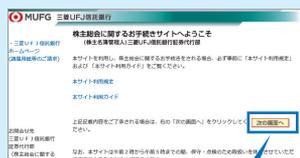
機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、下記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

STEP 1

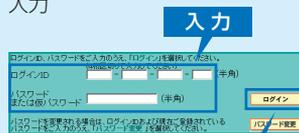
議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次の画面へ」をクリック

STEP 2

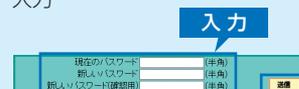
お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

STEP 3

「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



送信をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

■ ご注意事項

1. 議決権行使サイトについて

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域に密着した営業活動を展開しております。

国内経済

2022年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための行動制限等が段階的に緩和されたことを受け、内需の拡大を中心に景気は緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方で、原材料価格の高騰やエネルギーコストの上昇の影響を受けた物価高が、景気回復の下押し要因となりました。

次に金融市場では、ロシアによるウクライナ侵攻の影響により、世界経済の不透明感が高まったことから、景気回復の足取りは重く、日経平均株価は26,000円～28,000円台と、2021年度に比べ低調な推移となりました。

インフレを抑制するために金融引き締めを行う米国と、金融緩和路線を継続する日本との金利差が拡大したことにより、10月には32年ぶりとなる1ドル150円台まで円安が進み、年度末にも130円台となるなど、円安基調が続きました。日本銀行は12月の金融政策決定会議において、長期金利の変動幅を従来の±0.25%程度から±0.5%程度に拡大しましたが、引き続き緩和的な金融環境を維持する姿勢を見せています。

県内経済

鳥取県経済をみますと、雇用や消費の持ち直しを主因に、年間を通じて景気は緩やかに持ち直しの動きがみられたものの、電気代や原材料価格の高騰などの影響もあり、年度終わりには持ち直しの動きに足踏みもみられました。

今後については、新型コロナウイルスの感染症分類が5類に引き下げられ、本格的にアフターコロナの経済環境へと移行していく中で、これまで抑制されてきた消費活動が活発化することが期待されるほか、全国旅行支援の継続やインバウンド需要の回復により、宿泊や飲食サービスを中心に観光産業の回復も期待されます。

当行の業績

このような環境の下、当行は役職員一体となってお取引先に対する質の高いコンサルティングの提供及び業績の進展に努めました結果、以下のような業績となりました。

財政状態につきましては、貸出金は、中小企業向けを中心に前期末比295億69百万円増加し、8,790億94百万円となりました。有価証券は、地方債や社債などの減少により、前期末比138億32百万円減少し、1,142億52百万円となりました。預金は、法人預金の増加を主因に前期末比115億65百万円増加し、9,925億85百万円となりました。

経営成績につきましては、資金運用収益や役務取引等収益が増加したほか、株式等売却益も増加したことから、経常収益は前期比5億89百万円増加の135億41百万円となりました。経常費用は、有価証券の減損が減少したことなどにより、前期比6億23百万円減少の118億99百万円となりました。この結果、経常利益は前期比12億13百万円増加の16億42百万円となり、当期純利益は前期比1億36百万円増加の10億4百万円となりました。

当行が対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、緩和的な金融政策の継続や異業種・異業態からの金融サービス市場への参入による競争の激化など、厳しさを増しております。

今後は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が低減し、経済活動が正常化に向かうことが期待されるものの、資源高が幅広い業種に影響を与えていることから、地域金融機関には、コンサルティング機能の発揮によるお取引先の課題解決支援や経営改善支援への取組みが、より一層求められております。

こうしたなか、当行では2021年度から2023年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画「共創Innovation」を掲げており、2023年度で最終年度を迎えます。

本計画では、当行の経営の基本理念である「地域社会への貢献と健全経営」の考え方のもと、「地域イノベーション」、「経営改善イノベーション」、「コンサルティングイノベーション」、「デジタルイノベーション」という4つの重点戦略に取組むことで、新型コロナウイルスという困難を乗り越え、明るく持続可能な社会を創造してまいります。

また、中期経営計画に掲げた各施策を実現するための基盤戦略として、「人材強化」と「生産性向上」にも取組み、「地域を支え、明るい未来を創造するコンサルティングバンク」を目指してまいります。

環境への取組みに関しては、豊かな自然環境に恵まれた鳥取県に本拠を置く企業として、環境保全への取組みが、地域社会の一員としての鳥取銀行グループの社会的責任であると認識し、2022年6月に「環境方針」を策定しました。

また、地球温暖化や気候変動への対応が経営戦略のうえで取組むべき重要な課題であると認識し、2022年6月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に賛同、2022年9月にはCO2排出量削減目標を設定しました。

金融面では、「地域社会・環境に配慮した投融資方針」を策定し、環境や社会の課題解決に資するプロジェクトを資金用途とする「とりぎんグリーンローン」、「とりぎんソーシャルローン」のほか、SDGsやESGに関連する挑戦目標を設定し、達成状況に応じて金利を優遇する「とりぎんサステナビリティ・リンク・ローン」の取扱いを開始しました。お客さまのサステナブル経営を金融面からも支援してまいります。

今後も、経営の基本理念である「地域社会への貢献と健全経営」にもとづき、地域社会の持続可能な発展と課題解決に資するサステナビリティの取組みを実践してまいります。

なお、2023年度の通期の業績見通しにつきましては、連結・単体ともに経常利益は15億円、当期純利益は10億円を見込んでおります。

<中期経営計画の計数目標（最終年度：2023年度）>

項 目	目 標		(ご参考) 2022年度実績
法人ソリューション成約件数	(3年間累計)	1,300件	1,151件
行内プロフェッショナル人財	(23年度末)	110人	70人
コ ア オ H R	(23年度)	84%程度	83.7%
コ ア 業 務 純 益	(23年度)	17億円	18.2億円

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	934,651	955,384	981,020	992,585
定期性預金	443,080	382,354	367,943	357,122
その他	491,571	573,029	613,076	635,462
貸 出 金	778,676	829,358	849,525	879,094
個人向け	246,695	249,229	253,938	257,685
中小企業向け	245,282	282,555	298,919	328,337
その他	286,699	297,574	296,668	293,072
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	103,689	121,683	128,084	114,252
国 債	18,670	11,283	13,538	11,097
その他	85,018	110,399	114,545	103,155
社 債	—	—	—	—
総 資 産	1,003,176	1,083,396	1,106,798	1,095,607
内 国 為 替 取 扱 高	4,291,224	3,876,091	3,823,016	3,872,947
外 国 為 替 取 扱 高	348百万ドル	343百万ドル	409百万ドル	359百万ドル
経 常 利 益	1,449	1,571	429	1,642
当 期 純 利 益	894	969	868	1,004
1株当たり当期純利益	95円49銭	103円53銭	92円78銭	107円32銭

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	649人
平 均 年 齢	38年9月
平 均 勤 続 年 数	16年7月
平 均 給 与 月 額	326千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
鳥 取 県	53 ^店 (うち出張所 11)
島 根 県	5 (—)
岡 山 県	4 (—)
広 島 県	1 (—)
大 阪 府	1 (—)
東 京 都	1 (1)
合 計	65 (12)

- 注1. 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を1か所、店舗外現金自動設備を64か所設置しております。
また、株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を50,472か所設置しております。
2. 当年度において、オオールリ支店（鳥取市）を鳥取西支店（同）内に、境中央支店（境港市）を境港支店（同）内に移転いたしました。

□. 当年度新設営業所
該当ありません。

注. 当年度において、鳥取県内2か所の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

ハ. 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

ニ. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	439
---------	-----

□. 重要な設備の新設等
該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況
該当ありません。

□. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社 とりぎん カードサービス	鳥取市扇町9 番地2	クレジットカードに関する 業務 上記に係る金銭の貸付に関 する業務	百万円 90	% 65	連結
とりぎん リース 株式会社	鳥取市扇町9 番地2	企業が必要とする動産・ 機械設備等のリース及び 売買(割賦販売等含む)	30	5	持分法
とっとり キャピタル 株式会社	鳥取市扇町9 番地2	有価証券の取得・保有並び に売却 経営コンサルティング業務 企業の合併並びに業務提携 等の斡旋等	50	5	持分法

注1. 上記重要な子会社等の連結対象1社及び持分法適用対象2社との連結決算を行っております。

2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 重要な業務提携の概況

①地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称ACS)を行っております。

②地方銀行62行は、民間金融機関(地方銀行、都市銀行、信用金庫など9業態)相互間のCD・ATMオンライン提携ネットワークである全国キャッシュサービス(略称MICS)に参加しております。

③地銀ネットワークサービス株式会社(地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS)において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ の 他
平 井 耕 司	代表取締役会長		
入 江 到	代表取締役頭取		
福 田 智 博	取締役専務執行役員		
前 根 伸 彦	取締役常務執行役員		
八 木 俊 英	取締役常務執行役員		
北 村 充 晴	取締役（社外役員）		
藪 田 千 登 世	取締役（社外役員）		
西 尾 信 也	取締役（社外役員）		
田 口 昌 浩	常 勤 監 査 役		
高 橋 敬 一	監査役（社外役員）	有限会社高橋会計事務所代表取締役	財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
中 山 博 雄	監査役（社外役員）		
榎 本 武 利	監査役（社外役員）		

- 注1. 事業年度末日（2023年3月31日）をもって、取締役専務執行役員福田智博氏は、辞任により退任いたしました。
2. 取締役北村充晴、藪田千登世、西尾信也の3氏（社外役員）及び監査役高橋敬一、中山博雄の2氏（社外役員）は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、役員人事報酬委員会における審議の結果を踏まえ、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めております。

【基本方針】

当行の取締役の報酬は、株主利益との連動性確保と持続的な企業価値の向上を図るための報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては任期中の成果や貢献度を重視することを基本方針とします。具体的には、取締役（社外取締役除く）の報酬は、固定報酬、自社株取得型報酬および業績連動加算報酬により構成します。また、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、経営監視体制の適切性確保の観点から、固定報酬、自社株取得型報酬により構成します。

【固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針】

固定報酬は、金銭による月例の固定報酬とします。

固定報酬の金額は職位に応じて定めるものとし、業績や社会情勢等も考慮して、適宜、役員人事報酬委員会の審議を踏まえた見直しを行うものとします。

【自社株取得型報酬の内容および額または算定方法の決定に関する方針】

自社株連動型報酬は、株主価値との連動を図る中長期的なインセンティブ報酬と位置付け、固定報酬に定める月額報酬の一定割合を当行役員持株会に毎月拠出し、自社株式の取得に充当します。

取得した株式は在任期間及び退任後1年間は譲渡できないものとし、拠出金額については、職位毎に設定したモデル金額を下回らないものとします。

モデル金額については、環境の変化等に応じて、適宜、役員人事報酬委員会の審議を踏まえた見直しを行うものとします。

【業績連動加算報酬の内容および額または算定方法の決定に関する方針】

業績連動加算報酬等は、前年度の単体の当期純利益に連動するかたちで、定められた業績加算額を目安として、株主総会後の7月より職位毎の配分モデルに基づき、金銭として月額報酬に加算して支給します。

配分モデルについては、環境の変化等に応じて、適宜、役員人事報酬委員会の審議を踏まえた見直しを行うものとします。

【金銭報酬の額、業績連動加算報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針】

取締役の種類別の報酬割合については、その客観性・妥当性を担保するため、役位、職責や当行の財務状況等も踏まえたうえで、役員人事報酬委員会の審議を経たのち、取締役会により決定するものとします。

なお、報酬等の種類毎の比率の目安は、固定報酬：自社株取得型報酬：業績連動加算報酬＝84%：6%：10%とします。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項】

各取締役の報酬は、透明性を高め適正な組織運営を図ることを目的として、取締役会より委任を受けた役員人事報酬委員会において報酬等の審議を経たのち、取締役会により決定するものとします。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、役員人事報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2008年6月24日開催の第144期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は4名です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	134	134	—	—	10名
監 査 役	23	23	—	—	4名
計	158	158	—	—	14名

注. 前年度の当期純利益が業績加算枠の指標の下限（15億円超）を満たしていないため、業績連動報酬等の該当はありません。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
北 村 充 晴	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
藪 田 千 登 世	
西 尾 信 也	
高 橋 敬 一	
中 山 博 雄	
榎 本 武 利	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、当行の取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当行が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の、損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
北 村 充 晴	
藪 田 千 登 世	
西 尾 信 也	
高 橋 敬 一	有限会社高橋会計事務所代表取締役
中 山 博 雄	
榎 本 武 利	

注. 当行は有限会社高橋会計事務所と一般の銀行取引を行っております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
北村 充晴	3年9カ月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席しております。	IT分野における高度な知識と経験を有し、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
藪田 千登世	2年9カ月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席しております。	鳥取県福祉保健部長や会計管理者を歴任するなど、地方行政に長年携わった豊富な経験と高い見識を有し、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
西尾 信也	9カ月	就任後開催の取締役会9回のうち9回に出席しております。	金融・証券業界における高度な知識と経験を有し、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
高橋 敬一	5年9カ月	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に、監査役会10回のうち9回に出席しております。	公認会計士・税理士として培われた専門的見地から、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
中山 博雄	3年9カ月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に、監査役会10回のうち10回に出席しております。	弁護士として培われた高度な法律知識と豊富な経験を有し、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
榎本 武利	3年9カ月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に、監査役会10回のうち10回に出席しております。	岩美町長を歴任するなど、地方行政に長年携わった豊富な経験と高い見識を有し、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計 (報酬以外の金額)	7名	26	—

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	32,080千株
	普通株式	28,080千株
	第一種優先株式	2,000千株
	第二種優先株式	2,000千株
	発行済株式の総数	普通株式 9,619千株

(2) 当年度末株主数 9,662名

(3) 大株主

株主の上位10名は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	388千株	4.14%
損害保険ジャパン株式会社	305	3.26
鳥取銀行従業員持株会	302	3.22
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	239	2.56
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	232	2.48
明治安田生命保険相互会社	205	2.19
大樹生命保険株式会社	168	1.79
中国電力株式会社	154	1.64
S M B C 日興証券株式会社	138	1.47
株式会社三洋商事	113	1.21

注. 持株比率は、自己株式（259千株）を控除して計算しております。

(4) 役員保有株式

当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式はありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員 泉 淳 一 指定有限責任社員 山 村 幸 也	36	監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

注1. 会計監査人に、当行、当行子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計は、38百万円であります。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と判断した場合には監査役全員の同意に基づき解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」についての基本方針の概要と運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保する体制の概要

① コンプライアンス体制

コンプライアンス（法令等遵守）につきましても、銀行の持つ社会的責任と公共性を強く認識し、経営の最重要課題の一つとしてとらえ、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組みます。

コンプライアンスの基本方針や態勢等について審議等を行うコンプライアンス、オペレーショナル・リスク管理委員会を設置します。また、統括部署として経営管理部内にコンプライアンス統括室を設置し、その下に本部各部の次席クラスをコンプライアンス統括室兼務調査役として配置するとともに、各本店にコンプライアンス責任者及び同担当者を配置します。

コンプライアンス態勢の整備・確立のために必要な基本的事項を「法令等遵守規定」に定め、これに則り、「鳥取銀行倫理規定」や「コンプライアンス・マニュアル」を制定の上、行内イントラネットに掲示することとしており、法令等違反の未然防止に努めます。

取締役会は、コンプライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・リスク管理プログラム」を年度毎に制定し、担当部門を明確にした上で全行を挙げてその実践に努めます。コンプライアンス統括室は進捗状況について取締役会へ報告し、また、監査部はコンプライアンスの徹底・遵守状況を検証し、取締役会へ報告します。

行内でコンプライアンス違反を発見した場合、又はそのおそれがあると判断される場合の通報方法として、ホットライン（内部通報）制度を設け、行内外に通報窓口を設置しております。当行は通報者を擁護し、人事処遇等において不利益な取扱いをいたしません。

お客さまの保護及び利便の向上の観点や、業務の健全性及び適切性の観点から、「顧客保護等管理方針」を定め、組織体制や必要な内部管理規定を整備するとともに、お客さまの視点から業務を捉えなおし、不断に検証し改善していくことによって、管理態勢の整備・確立を図ります。

【反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備】

公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するとともに、これらの勢力からの不当要求には関係会社も含めた組織全体で対応いたします。

このため、「反社会的勢力対応規定」及び「コンプライアンス・マニュアル反社会的勢力対応編」を制定し、経営管理部マネー・ローンダリング対策室を統括部署とし、本部及び各営業店に不当要求防止責任者を配置する等の行内体制を整備するとともに、各部署の役割を明確にします。ま

た、反社会的勢力に関する情報収集、行員への研修活動、外部専門機関との緊密な連携等に努めます。

また、各種預金規定や約定書・契約書等に暴力団排除条項を盛り込み、預金・融資取引を含めすべての新規取引に応じないとともに、既存取引先が反社会的勢力と判明した場合は速やかに取引関係の解消に努めます。

②リスク管理体制

当行の業務運営におけるリスク管理の基本指針である「リスク管理統括規定」を制定し、当行における各リスクの所在と区分を定義するとともに、経営管理部を統括部署として各リスクの管理部署及び管理における取締役会をはじめとする各階層の役割と責任を明確化します。

「リスク管理統括規定」に基づき、経営陣の積極的な関与のもと、各リスク管理方針、諸規定等の整備、リスク管理手法・コントロール手法の高度化への取り組み、及びそのノウハウの蓄積と活用を行います。

各リスク管理部署は、主管するリスクの管理状況を定期的に又は必要に応じてリスク管理統括部署へ報告し、リスク管理統括部署は各種リスクの運営管理状況を集約し、有効性、適切性等を検証・評価して担当役員に報告するほか、定期的に取締役会等に報告します。

監査部は、各部門について各種リスク管理方針及び管理規定等に基づいた適切な業務運営がなされているか等に関し、定期的、又は必要に応じて検査・監査を行い、定期的に取締役会等に報告するとともに、必要に応じて関係部署に対し改善提言等を行います。

自己資本管理については、「自己資本管理規定」に基づき、経営統括部を管理部署として自己資本管理態勢の整備・確立に積極的に取り組みます。また、適正に自己資本比率を算定するとともに、自己資本充実度の評価における自己資本及びリスクを明確に定め、継続的に自己資本の充実度の評価、モニタリング及びコントロール等を行い、取締役会等へ報告し、リスクに見合った十分な自己資本を確保します。

不測の事態に即応するため「危機管理計画（コンティンジェンシープラン）」を整備し、各事象を想定した訓練の実施に努めます。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会及び経営会議等の重要会議の議事録は、各会議の事務局が行内規定等に基づき作成・保存します。

また、取締役が最終決裁権限者となる稟議書等も作成部署が適切に保存します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する基本方針を決定するとともに、適時適切に業務執行に関する報告を求め、業務執行に対する監督機能を果たします。

業務執行の迅速化及び機能化を目的に、執行役員制度を導入し、主に常務執行役員以上で構成する経営会議を原則月3回開催することで経営の意思決定・監督を行う取締役の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離し、そ

それぞれの役割と責任の明確化及び効率的な経営の実現に努めます。

組織規定、業務分掌規定及び職務権限規定等を定め、組織全体の業務執行が適切かつ効率的に行われるよう整備します。

⑤ 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

当行と関係会社は、連結経営の健全性の確保かつ業務の適正な遂行のため、一体となってリスク管理並びにコンプライアンス態勢の確立等、内部統制システムの構築に努めます。

当行と関係会社は企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社連携規定」を定め、効率的な運営を通して相互の利益と発展に努めます。

当行は、ステークホルダーに対して当行グループの業績・活動を適切に開示するため、財務報告の信頼性を確保するために必要十分な内部統制を整備・運用します。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査業務を補助すべき監査役スタッフを経営管理部内に置き、監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するため、監査役スタッフは、「職務権限規定」に基づき、監査役以外からの指揮命令を受けないものとし、監査役スタッフの人事異動については、事前に監査役と協議を行います。

取締役及び使用人は、法律に定めた事項のほか、監査役会に報告すべき事項及び当行の経営に影響を及ぼす重要事項について、「監査役への報告基準」に基づき、監査役会へ報告します。また、監査役に対して、取締役会、経営会議等の重要会議及び経営会議の諮問機関として設置した各種委員会等への出席を求め、その内容について報告を行います。

当行の関係会社の役職員は、「関係会社連携規定」に基づき、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

当行の関係会社の役職員は、法令等の違反行為等、当行又は当行の関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項については、「関係会社連携規定」に基づき、直ちに当行の経営統括部へ報告を行い、経営統括部長は当行監査役への報告を行います。

監査役へ報告を行った取締役及び使用人、並びに関係会社の役職員に対し、「監査役への報告基準」、「関係会社連携規定」に基づき、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

監査役がその職務の執行について当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかにその費用の処理を行います。

当行は、監査役会及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持ち、相互認識を深めるよう努める他、当行のリスク管理統括部門・コンプライアンス部門・内部監査部門は、監査役と連携をとることにより、監査役の監査の実効性確保に努めます。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

①コンプライアンス体制

- ①役員による支店コンプライアンス指導と支店長へのコンプライアンス・マネジメント指導を実施しました。
- ②2022年度はコンプライアンス、オペレーショナル・リスク管理委員会を4回開催し、コンプライアンス上の課題の抽出、及びその対応策について審議を行いました。
- ③マネー・ローンダリング対策室は、マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止に関する更なる態勢強化を図るため、規定の見直しや営業部店への臨店指導を実施しております。
- ④2022年度については、役職員のコンプライアンス遵守の浸透状況と倫理意識の把握を行うため、コンプライアンス意識調査（アンケート）を定期的に実施しました。
- ⑤内部通報制度の実効性強化のため、内部通報窓口を行内外に設置しており、行内通報窓口は経営管理部長（コンプライアンス統括室長）、外部通報窓口は外部の契約弁護士とし、全行員へ周知しております。
- ⑥「個人情報管理規定」や「利益相反管理規定」等を定め顧客保護管理態勢の整備・確立を図っております。
- ⑦反社会的勢力の取引排除については、アンチマネーローンダリングシステムを利用し、入口での反社会的勢力との取引排除に努めています。

②リスク管理体制

- ①リスクに関する各種委員会を開催し、リスクの抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行うとともに定期的に取締役会に報告し協議を行いました。
- ②3線管理態勢に基づくリスク管理を行っており、顕在化リスクはもとより他行や新聞情報に基づく潜在的リスクもリスクベースで管理対象としております。また、2023年度のリスク管理方針につきましては、DX、アフターコロナ、マネー・ローンダリング、ブロック営業態勢・店舗再整備、人事制度改革、3線管理等への対応を強化ポイントとした施策を策定いたしました。
- ③監査部は監査方針及び内部監査計画を策定し、取締役会で承認を得た上で監査を実施しています。
- ④経営統括部は経営計画、資本計画等に基づき、自己資本充実に係る施策を必要に応じて取締役会等へ立案し各種施策を実行しました。
- ⑤2022年度は、「新型コロナウイルス感染拡大予防対策マニュアル」に基づき、行内での感染拡大防止に努める等、継続して各種対策を実施しました。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会や経営会議、各種委員会等の重要会議の議事録、及び取締役が最終裁権限者となる稟議書等について各事務局において適切に保存しています。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会は、11回開催しており、法令で定められた事項や経営に関する基本方針を決定するとともに、業務執行に関する報告を求め、業務執行に対する監督機能を果たしています。
 - ②業務執行の迅速化及び機能化を目的に、執行役員会議を12回開催し、また主に常務執行役員以上で構成する経営会議を33回開催することで、経営の意思決定・監督を行う取締役の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離し、それぞれの役割と責任の明確化及び効率的な経営の実現に努めています。
 - ③社外取締役は、取締役会における議論に積極的に関与するため、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を適時受けています。
- ⑤当行グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ①「関係会社連携規定」を制定し、当行及び関係会社で構成する当行グループの業務の適正を確保しています。
 - ②当行は、関係会社のコンプライアンス体制の点検結果を受領するとともに、各社のコンプライアンスプログラムの目標設定と実施結果を確認しました。
- ⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①「監査役への報告基準」、「関係会社連携規定」により、監査役へ報告をした当行役職員及び関係会社役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規定化しています。
 - ②監査役に対し経営会議や取締役会、各種委員会への出席を求め、各部からの情報収集が可能な態勢となっているほか、代表取締役等は監査役及び会計監査人と年2回の意見交換を実施することにより相互認識を深めるとともに、監査役会と監査部並びに会計監査人は年2回定例の意見交換を行い、リスク統括部門・コンプライアンス部門は監査役と年2回の決算監査面談時のほか、随時連携を行うことで監査役の監査の実効性確保に努めています。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第159期 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	72,579	預金	992,585
現預	13,764	当座預金	37,146
預け	58,815	普通預金	585,689
有価証券	114,252	貯蓄預金	4,112
国債	11,097	通知預金	3,227
地方債	58,755	定期預金	355,700
社債	23,619	定期積金	1,421
株式	5,410	その他の預金	5,286
外国証券	3,406	コーポレートマネー	60
その他の証券	11,963	借入金	42,000
貸出金	879,094	借入金	42,000
割引手形	2,418	外国為替	21
手形貸付	8,254	売渡外国為替	19
証書貸付	773,682	未払外国為替	1
当座貸越	94,737	その他の負債	6,739
外国為替	1,313	未払法人税等	243
外国他店預け	1,201	未払費用	306
買入外国為替	3	前受収益	465
取引立外国為替	108	給付補填備金	0
その他の資産	12,237	金融派生商品	130
前払費用	56	リース負債	1,218
未収収益	1,123	その他の負債	4,376
金融派生商品	224	賞与引当金	477
金融商品等差入担保金	10,000	退職給付引当金	1,676
その他の資産	833	偶発損失引当金	376
有形固定資産	9,925	再評価に係る繰延税金負債	555
建物	2,384	支払承諾	3,921
土地	6,277	負債の部合計	1,048,414
リース資産	594	(純資産の部)	
建設仮勘定	279	資本剰余金	9,061
その他の有形固定資産	389	資本剰余金	6,452
無形固定資産	921	資本準備金	6,452
ソフトウェア	397	利益剰余金	31,916
リース資産	479	利益準備金	2,628
その他の無形固定資産	44	その他利益剰余金	29,287
前払年金費用	3,115	別途積立金	28,145
繰延税金資産	1,336	繰越利益剰余金	1,142
支払承諾見返	3,921	自己株式	△ 678
貸倒引当金	△ 3,080	<株主資本合計>	46,752
投資損失引当金	△ 9	その他有価証券評価差額金	△ 453
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	894
		<評価・換算差額等合計>	440
		純資産の部合計	47,192
資産の部合計	1,095,607	負債及び純資産の部合計	1,095,607

第159期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 用 収 益	13,541
資	金 運 用 収 益	10,042
	貸 出 証 券 金 利 息 利 当	9,034
	有 価 出 証 券 口 一 ン 利 配 利	823
	預 け の 他 の 引 受 等 入 利	0
	そ の 受 入 の 他 の 業 務 手 収	171
役	務 入 の 他 の 業 務 手 収	12
	受 入 の 他 の 業 務 手 収	2,746
そ	の 商 品 債 融 の 他 の 債 権 取 却	500
	商 品 債 融 の 他 の 債 権 取 却	2,245
	国 債 の 他 の 債 権 取 却	217
	金 融 の 他 の 債 権 取 却	0
	そ の 債 株 式 の 常 用 経 費	179
	償 株 式 の 常 用 経 費	33
	そ の 償 株 式 の 常 用 経 費	4
	償 株 式 の 常 用 経 費	535
	株 式 の 常 用 経 費	79
	そ の 償 株 式 の 常 用 経 費	321
	償 株 式 の 常 用 経 費	135
経	資 金 調 達 費	11,899
	預 金 借 入 の 引 取 等 手 収	226
	口 債 の 他 の 債 権 取 却	203
	そ の 債 株 式 の 常 用 経 費	△1
	償 株 式 の 常 用 経 費	0
役	務 支 払 費	23
	支 払 費	1,280
そ	の 支 払 費	155
	外 国 債 の 他 の 債 権 取 却	1,125
	所 得 税 等 費	375
	営 業 費	77
	所 得 税 等 費	296
	営 業 費	1
	所 得 税 等 費	9,437
	営 業 費	579
	所 得 税 等 費	298
	営 業 費	81
	所 得 税 等 費	8
	営 業 費	60
	所 得 税 等 費	131
経	特 定 別 資 産 処 分 益	1,642
	特 定 別 資 産 処 分 益	4
特	定 別 資 産 処 分 益	47
	定 別 資 産 処 分 益	14
	定 別 資 産 処 分 益	32
税	引 前 当 期 純 利	1,599
法	人 税 住 民 税 等	235
法	人 税 住 民 税 等	359
法	人 税 住 民 税 等	594
当	人 税 住 民 税 等	1,004

第159期（2022年4月1日から）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	9,061	6,452	6,452	2,628	27,645	1,106	31,379	△ 677	46,216
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					500	△ 968	△ 468		△ 468
当期純利益						1,004	1,004		1,004
自己株式の取得								△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	500	36	536	△ 0	535
当 期 末 残 高	9,061	6,452	6,452	2,628	28,145	1,142	31,916	△ 678	46,752

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	808	0	894	1,702	47,918
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△ 468
当期純利益					1,004
自己株式の取得					△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 1,261	△ 0	—	△ 1,261	△ 1,261
当期変動額合計	△ 1,261	△ 0	—	△ 1,261	△ 725
当 期 末 残 高	△ 453	0	894	440	47,192

(2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	72,579	預 金	992,544
有 価 証 券	114,601	コールマネー及び売渡手形	60
貸 出 金	878,380	借 用 金	42,000
外 国 為 替	1,313	外 国 為 替	21
そ の 他 資 産	14,081	そ の 他 負 債	7,547
有 形 固 定 資 産	9,929	賞 与 引 当 金	481
建 物	2,385	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,684
土 地	6,277	偶 発 損 失 引 当 金	376
リ ー ス 資 産	594	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	555
建 設 仮 勘 定	279	支 払 承 諾	3,921
その他の有形固定資産	392	負 債 の 部 合 計	1,049,192
無 形 固 定 資 産	924	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	399	資 本 金	9,061
リ ー ス 資 産	479	資 本 剰 余 金	6,452
その他の無形固定資産	45	利 益 剰 余 金	32,212
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,218	自 己 株 式	△ 678
繰 延 税 金 資 産	1,256	<株 主 資 本 合 計>	47,047
支 払 承 諾 見 返	3,921	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 239
貸 倒 引 当 金	△ 3,125	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
投 資 損 失 引 当 金	△ 9	土 地 再 評 価 差 額 金	894
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	65
		<そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計>	719
		非 支 配 株 主 持 分	112
		純 資 産 の 部 合 計	47,879
資 産 の 部 合 計	1,097,072	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,097,072

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		13,912
資	金 運 用 収 益	10,064	
	貸 出 金 利 息	9,057	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	823	
	コールローン利息及び買入手形利息	0	
	預 け 金 利 息	171	
	そ の 他 の 受 入 利 息	12	
役	務 取 引 等 収 益	3,079	
そ	の 他 業 務 収 益	217	
そ	の 他 経 常 収 益	551	
	償 却 債 権 取 立 益	79	
	そ の 他 の 経 常 収 益	471	
経	常 費 用		12,200
資	金 調 達 費 用	226	
	預 金 利 息	203	
	コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 1	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
	そ の 他 の 支 払 利 息	23	
役	務 取 引 等 費 用	1,452	
そ	の 他 業 務 費 用	375	
営	業 経 常 費 用	9,547	
そ	の 他 経 常 費 用	599	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	289	
	そ の 他 の 経 常 費 用	310	
経	常 別 利 益		1,711
特	別 利 益		4
特	固 定 資 産 処 分 益	4	
	固 定 資 産 処 分 損 失	14	
	減 損 損 失	32	
	そ の 他 の 特 別 損 失	0	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,667
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	245	
法	人 税 等 調 整 額	363	
法	人 税 等 合 計		609
当	期 純 利 益		1,058
非	支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		14
親	会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,044

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,061	6,452	31,635	△ 677	46,472
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 468		△ 468
親会社株主に帰属する当期純利益			1,044		1,044
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	576	△ 0	575
当 期 末 残 高	9,061	6,452	32,212	△ 678	47,047

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	967	0	894	336	2,198	98	48,768
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△ 468
親会社株主に帰属する当期純利益							1,044
自己株式の取得							△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,207	△ 0	—	△ 271	△ 1,478	14	△ 1,464
当期変動額合計	△ 1,207	△ 0	—	△ 271	△ 1,478	14	△ 888
当 期 末 残 高	△ 239	0	894	65	719	112	47,879

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社 鳥取銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山村 幸也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鳥取銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社 鳥取銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山村 幸也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鳥取銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥取銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第159期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社 鳥取銀行 監査役会

常勤監査役 田 口 昌 浩 ㊞

社外監査役 高 橋 敬 一 ㊞

社外監査役 中 山 博 雄 ㊞

社外監査役 榎 本 武 利 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、地域の中核銀行としての公共性・社会性を重視し、経営基盤の安定確保ならびに自己資本の充実・内部留保の増強による経営体質の強化に努め、より高い評価を受ける銀行を目指すとともに、株主の皆様に対して安定した配当を継続することを基本方針としております。

このような基本方針の下、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき 金25円00銭

総額 234,020,500円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当行を取り巻く市場環境等に応じて、地域社会において継続的に金融仲介機能を発揮していくため、今後の中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、将来的な資本戦略の選択肢の一つとして、普通株式とは異なる種類の株式の発行を可能にするため、諸規定の追加を行うものです。

- ① 新たな株式の種類として第三種優先株式を追加するため、現行定款第6条に第三種優先株式の発行可能種類株式総数の規定を新たに追加するものであります。
- ② 変更案第2章の4において第三種優先株式に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>3,208</u>万株とし、このうち普通株式は2,808万株、第一種優先株式は200万株、第二種優先株式は200万株とする。</p> <p>第7条～第12条の17 (条文省略)</p> <p><新 設></p>	<p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>3,368</u>万株とし、このうち普通株式は2,808万株、第一種優先株式は200万株、第二種優先株式は200万株、<u>第1回第三種優先株式は80万株、第2回第三種優先株式は80万株とする。</u></p> <p>第7条～第12条の17 (現行どおり)</p> <p>第2章の4 第三種優先株式 (優先配当金) 第12条の18 当銀行は、第46条に定める<u>剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式を有する株主 (以下、「第三種優先株主」という。)</u>または<u>第三種優先株式の登録株式質権者 (以下、「第三種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>と同順位にて、各第三種優先株式1株につき、各第三種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率（上限を8%とする）を乗じて算出した額の金銭（以下、「第三種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対して第12条の19に定める第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>② ある事業年度において第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第三種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>③ <u>第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、第三種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p>(優先中間配当金) 第12条の19 当銀行は、第47条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、各第三種優先株式1株につき、第三種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（本定款において「第三種優先中間配当金」という。）を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新 設></p>	<p>(残余財産の分配) <u>第12条の20 当銀行は、残余財産を分配するときは、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、各第三種優先株式1株につき、各第三種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。</u> ② <u>第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>(議決権) <u>第12条の21 第三種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>(取得および消却) <u>第12条の22 当銀行は、各第三種優先株式を取得し、これを消却することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>② <u>各第三種優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p><u>第12条の23 当銀行は、各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、各第三種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる各第三種優先株式を取得すると引換えに、次項に定める財産を各第三種優先株主に対して交付するものとする。なお、各第三種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p>② <u>当銀行は、各第三種優先株式の取得と引換えに、各第三種優先株式1株につき、各第三種優先株式の払込金額相当額を踏まえて各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="395 188 562 220"><新 設></p>	<p data-bbox="751 188 1171 220">(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p data-bbox="732 225 1201 1305"> <u>第12条の24 当銀行は、各第三種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める日に残存する各第三種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかる各第三種優先株式を取得するのと引換えに、各第三種優先株主に対し、その有する各第三種優先株式数に各第三種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、各第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。各第三種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u> </p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役 福田智博氏は2023年3月31日付で辞任いたしました。また、他の取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位
1	再任	平井 耕司 (ひらい こうじ)	代表取締役会長
2	再任	入江 到 (いりえ いたる)	代表取締役頭取執行役員
3	再任	前根 伸彦 (まえね のぶひこ)	取締役常務執行役員
4	再任	八木 俊英 (やぎ としひで)	取締役常務執行役員
5	新任	池内 徹 (いけうち とおる)	常務執行役員
6	再任 社外	藪田 千登世 (やぶた ちとせ)	取締役 (社外役員)
7	再任 社外	西尾 信也 (にしお しんや)	取締役 (社外役員)
8	新任 社外	福居 一彦 (ふくい かずひこ)	

候補者
番号 **1** ^{ひら} ^い ^{こう} ^じ **平井耕司** (1960年3月16日生)

再任 **男性**

所有する当行株式の数

普通株式 12,760株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 当行入行
2008年4月 津山支店長
2009年5月 執行役員審査部長
2012年5月 常務執行役員
2013年6月 取締役常務執行役員
2015年5月 取締役専務執行役員
2016年6月 代表取締役頭取
2022年6月 代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

審査部経営サポート室長、審査部長など審査部門の経験が長く、また、基幹店舗の支店長も歴任。役員としても経営企画部門や審査部門の担当を務めるなど、当行における経営管理、リスク管理について豊富な業務経験と銀行の経営全般に関する知見を有しております。これらの点から、引き続き銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号 **2** ^{いり} ^え ^{いたる} **入江 到** (1964年12月31日生)

再任 **男性**

所有する当行株式の数

普通株式 5,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当行入行
2011年2月 人事部長
2016年3月 執行役員ふるさと振興部長
2019年5月 常務執行役員米子営業部長
2021年4月 専務執行役員
2021年6月 取締役専務執行役員
2022年6月 代表取締役頭取（現任）

取締役候補者とした理由

人事部長のほか、基幹店舗の支店長を歴任。役員としても経営企画部門や人事部門の担当を務めるなど、当行における経営管理、リスク管理について豊富な業務経験と銀行の経営全般に関する知見を有しております。これらの点から、引き続き銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号 **3** まえ ね のぶ ひこ 前根伸彦 (1969年3月29日生)

再任 男性

所有する当行株式の数

普通株式 3,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月 当行入行
2010年5月 羽合支店長
2019年5月 執行役員鳥取西支店長
2021年4月 常務執行役員
2022年6月 取締役常務執行役員
2023年4月 取締役常務執行役員（米子駐在）（現任）

取締役候補者とした理由

支店長経験が豊富であり、基幹店舗の支店長のほか、営業統括部長を歴任。役員としても営業部門や審査部門の担当を務めるなど、当行における営業部門、リスク管理について豊富な業務経験と銀行経営に関する知見を有しております。これらの点から、引き続き銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号 **4** や ぎ とし ひで 八木俊英 (1969年7月14日生)

再任 男性

所有する当行株式の数

普通株式 5,875株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月 当行入行
2016年5月 経営統括部長
2019年5月 執行役員大阪支店長
2021年4月 常務執行役員
2022年6月 取締役常務執行役員
2023年4月 取締役常務執行役員（地域戦略部・企画開発部・法人コンサルティング部・個人コンサルティング部・IT統括部担当）（現任）

取締役候補者とした理由

経営統括部長のほか、基幹店舗の支店長を歴任。役員としても営業部門や審査部門の担当を務めるなど、当行における経営管理、リスク管理について豊富な業務経験と銀行経営に関する知見を有しております。これらの点から、引き続き銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号 5 いけ 池 うち 内 とおる 徹 (1967年10月19日生)

新任 男性

所有する当行株式の数

普通株式 3,712株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 当行入行
2006年9月 鳥取北支店長
2018年5月 執行役員ふるさと振興本部長
2022年4月 常務執行役員
2023年4月 常務執行役員（経営統括部・経営管理部・人事部担当）（現任）

取締役候補者とした理由

ふるさと振興本部長のほか、基幹店舗の支店長経験もあり、役員としても経営企画部門や人事部門の担当を務めるなど、当行における経営管理、リスク管理について豊富な業務経験と銀行経営に関する知見を有しております。これらの点から、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号 6 やぶ 藪 た 田 ち 千 と 登 せ 世 (1959年11月26日生)

再任 社外 女性

所有する当行株式の数

普通株式 1,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 鳥取県庁入庁
2012年4月 同 商工労働部雇用人材総室長
2013年4月 同 生活環境部くらしの安心局長
2016年4月 同 福祉保健部長
2017年4月 同 会計管理者
2019年3月 同 退職
2019年4月 国立大学法人鳥取大学 理事（地域連携担当）・副学長（現任）
2020年6月 当行取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由、および期待される役割

鳥取県福祉保健部長や会計管理者を歴任するなど、地方行政に長年携わった豊富な経験と高い見識を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。

候補者
番号 **7** にし お しん や **西尾信也** (1957年6月5日生)

再任 社外 男性

所有する当行株式の数

普通株式 100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）入社
2010年4月 同 常務取締役大阪支店長
2012年4月 同 専務取締役大阪法人担当
2016年6月 同 取締役兼執行役員副社長 大和証券株式会社代表取締役副社長
2018年4月 株式会社大和インベストメント・マネジメント代表取締役社長
2021年6月 シップヘルスケアホールディングス株式会社非常勤取締役（現任）
2022年6月 当行取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由、および期待される役割

株式会社大和証券グループ本社において要職を歴任するなど、金融・証券業界における高度な知識と経験を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。

候補者
番号 **8** ふく い かず ひこ **福居一彦** (1962年3月30日生)

新任 社外 男性

所有する当行株式の数

普通株式 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2017年1月 株式会社インフォメーション・ディベロップメント入社
2018年1月 同 サイバーセキュリティソリューション部長
2021年4月 同 執行役員エンタープライズ営業部長
2022年4月 同 執行役員デジタルソリューション本部 担当役員
2023年4月 同 デジタルソリューション本部 シニアアドバイザー（現任）

社外取締役候補者とした理由、および期待される役割

ソフトウェア開発やITインフラ、サイバーセキュリティに関する企業において要職を務めるなど、IT分野における高度な知識と経験を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注)
1. 取締役数は前年と同様の8名体制であり、うち3名が社外取締役であります。
 2. 各取締役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。
 3. 藪田千登世、西尾信也、福居一彦の3氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 藪田千登世、西尾信也の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、福居一彦氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 藪田千登世、西尾信也の両氏と当行との間で、当行定款第27条の規定による責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当行は、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、福居一彦氏の選任が承認された場合、当行は、新たに当該契約を締結する予定であります。なお、契約内容の概要は、事業報告2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項（3）責任限定契約に記載のとおりであります。
 6. 当行は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年10月に当該契約を更新する予定であります。保険料は全額当行が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等が当該保険にて補填されます。また、池内徹氏、福居一彦氏の選任が承認された場合には、当該契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号 **1** た ぐち まさ ひろ **田 口 昌 浩** (1965年2月2日生)

再任 男性

所有する当行株式の数

普通株式 3,138株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年4月 当行入行
2006年9月 五千石支店長
2010年2月 住吉支店長
2014年5月 監査部長兼資産監査室長
2019年6月 常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

当行において支店長や監査部長を歴任。また、公認内部監査人（CIA）資格も有するなど、当行の営業部門や監査部門における豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。これらの点から、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行できると判断し、監査役候補者としたしました。

候補者
番号 **2** たか はし けい いち **高 橋 敬 一** (1946年8月25日生)

再任 社外 男性

所有する当行株式の数

普通株式 12,966株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1970年9月 昭和監査法人入社
1982年8月 税理士登録
1983年3月 公認会計士登録
1991年2月 太田昭和監査法人社員
1997年11月 有限会社高橋会計事務所 代表取締役（現任）
2001年7月 監査法人太田昭和センチュリー（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員
2005年6月 同 退任
2017年6月 当行監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由、および期待される役割

公認会計士・税理士として培われた、会計および税務、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。これらの点から、客観的、専門的な視点により、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行いただけると期待し、引き続き社外監査役候補者としたしました。なお、社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。

候補者
番号 **3** なか やま ひろ お 中山博雄 (1974年6月30日生)

再任 社外 男性

所有する当行株式の数

普通株式 0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

2004年10月 大阪弁護士会入会
2004年10月 西村法律会計事務所入所
2008年12月 同 退所
2009年1月 中山法律事務所入所（現任）
2019年6月 当行監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由、および期待される役割

弁護士として培われた高度な法律知識と豊富な経験を有しております。これらの点から、客観的、専門的な視点により、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行いただけると期待し、引き続き社外監査役候補者となりました。なお、社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番号 **4** やま さき まさ のり 山崎昌徳 (1953年5月5日生)

新任 社外 男性

所有する当行株式の数

普通株式 0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年7月 倉吉市役所入職
2002年12月 同 職員課長
2006年4月 同 総務部長
2013年4月 倉吉市副市長就任
2022年3月 同 退任

社外監査役候補者とした理由、および期待される役割

倉吉市副市長を歴任するなど、地方行政に長年携わった豊富な経験と高い見識を有しております。これらの点から、客観的、専門的な視点により、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行いただけると期待し、社外監査役候補者となりました。

- (注)
1. 監査役数は前年と同様の4名体制であり、うち3名が社外監査役であります。
 2. 各監査役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。
 3. 高橋敬一、中山博雄、山崎昌徳の3氏は社外監査役候補者であります。
 4. 高橋敬一、中山博雄の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、山崎昌徳氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 高橋敬一、中山博雄の両氏と当行との間で、当行定款第39条の規定による責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当行は、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、山崎昌徳氏の選任が承認された場合、当行は、新たに当該契約を締結する予定であります。なお、契約内容の概要は、事業報告2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項（3）責任限定契約に記載のとおりであります。
 6. 当行は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年10月に当該契約を更新する予定であります。保険料は全額当行が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等が当該保険にて補填されます。また、山崎昌徳氏の選任が承認された場合には、当該契約の被保険者に含まれることとなります。

【ご参考】【取締役・監査役の専門性および経験（スキル・マトリックス）】

	地位	社内取締役・監査役						社外取締役・監査役				
		経営戦略	リスク管理	人事管理	営業	企業審査	IT	経営	金融・IT	法律・財務	地域行政	
平井 耕司 (男性)	取締役会長	●	●	●	●	●						
入江 到 (男性)	取締役頭取	●	●	●	●		●					
前根 伸彦 (男性)	取締役	●	●		●	●						
八木 俊英 (男性)	取締役	●	●		●	●	●					
池内 徹 (男性)	取締役	●	●	●	●							
藪田 千登世 (女性)	社外 独立役員							●			●	
西尾 信也 (男性)	社外 独立役員							●	●			
福居 一彦 (男性)	社外 独立役員								●			
田口 昌浩 (男性)	監査役		●									
高橋 敬一 (男性)	社外 独立役員							●		●		
中山 博雄 (男性)	社外 独立役員									●		
山崎 昌徳 (男性)	社外 独立役員										●	

- (注) 1. 上記「地位」の記載内容は、第3号議案および第4号議案が原案のとおり承認可決された場合に予定されているものとなります。
 2. 上記は、取締役候補者および監査役候補者が有するすべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名を選任するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ほそ かわ りょう ぞう
細川良造 (1978年5月22日生)

社外 男性

所有する当行株式の数

普通株式 0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

2007年12月 大阪弁護士会入会

2008年1月 久保井総合法律事務所入所

2019年3月 同 退所

2019年4月 細川総合法律事務所入所（現任）

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士として培われた高度な法律知識と豊富な経験を有しております。これらの点から、客観的、専門的な視点により、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行することができると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注)
1. 細川良造氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 2. 補欠監査役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。
 3. 細川良造氏が社外監査役に就任した場合、当行は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 4. 細川良造氏が社外監査役に就任した場合、同氏と当行との間で、当行定款第39条の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、契約内容の概要は、事業報告2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項（3）責任限定契約に記載のとおりであります。
 5. 今回選任される補欠監査役の選任の効力は、当行定款第35条第2項の規定に基づき、選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなります。

(ご参考) 『独立性の判断基準』

当行では、社外取締役および社外監査役の候補者の独立性に関して、以下の基準に基づき判断しております。

1. (1) 当行または子会社の取締役、執行役員またはその他の従業員（以下、業務執行者という。）ではなく、かつ、その就任の前10年間に於いて当行または子会社の業務執行者ではなかったこと。
(2) その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当行または子会社の取締役または監査役であったことがある者（業務執行者であったことがあるものを除く。）に於いては、当該取締役または監査役への就任前10年間に於いて当行または子会社の業務執行者ではなかったこと。
2. 当行の現在の主要株主^{※1}またはその業務執行者ではないこと。
3. (1) 当行もしくは子会社を主要な取引先^{※2}とする者またはその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと。
(2) 当行もしくは子会社の主要な取引先またはその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと。
4. コンサルタント、会計専門家または法律専門家については、当行から役員報酬以外に過去5年間の平均で年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ている者ではなく、当行を主要な取引先とする会計・法律事務所等の社員等ではないこと。
5. 当行または子会社の監査法人または当該監査法人の社員等ではなく、過去3年間、当該社員等として当行または子会社の監査業務を担当したことがないこと。
6. 当行または子会社から、一定額（過去3年平均で年間10百万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと。
7. 当行または子会社の取締役、執行役員、管理職等重要な従業員または上記の要件に基づき当行からの独立性が確保されていないと判断する者の配偶者または二親等内の親族ではないこと。

※1 主要株主：総議決権の10%以上を保有する株主

※2 主要な取引先：年間連結売上高（当行の場合、年間連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定

以 上

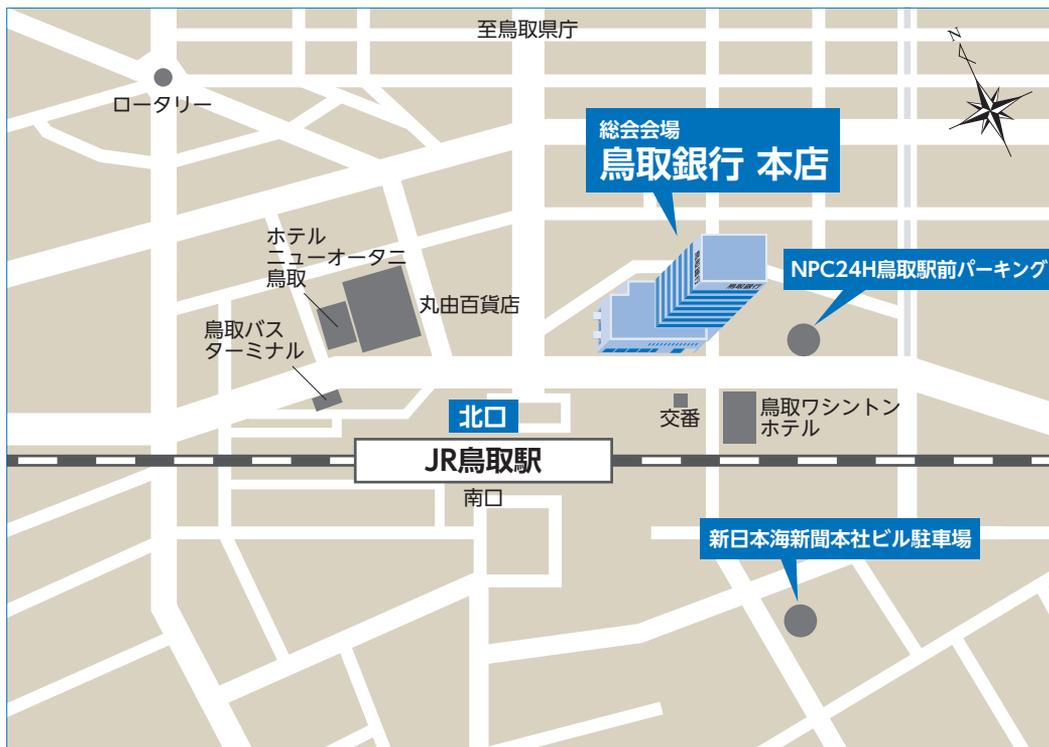
株主総会会場ご案内

開催
場所

鳥取市永楽温泉町171番地
当行本店3階ホール
☎ 0857-37-0262 (本店直通)

開催
日時

2023年6月23日 (金曜日)
午前10時



交通のご案内



列車をご利用の場合

JR鳥取駅 **北口** から 徒歩約 **3分**



バスをご利用の場合

鳥取バスターミナル から 徒歩約 **5分**



飛行機をご利用の場合

鳥取空港 から 車で約 **20分**

※株主総会にお車でご来場される株主さまにおかれましては、「NPC24H 鳥取駅前パーキング」もしくは「新日本海新聞本社ビル」(上記地図をご参照)をご利用ください。(無料駐車券をご用意しております。)

TOTTORI
BANK



青い鳥の銀行です。

鳥取銀行

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。